

平成21年11月18日

文京区長 成澤 廣修 様

文京区特別職報酬等審議会

会長 岩井 隆

特別職の報酬等の額について（答申）

平成21年11月5日、文京区特別職報酬等審議会条例（昭和39年7月文京区条例第30号）第2条第2項の規定に基づき意見を求められた「区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の額について」、別紙のとおり答申します。

# 答 申

## 1 はじめに

本審議会は、平成21年11月5日、文京区特別職報酬等審議会条例第2条第2項の規定に基づき、文京区長から「区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の額（以下「特別職の報酬等の額」という。）について」意見を求められた。

本審議会は、次に掲げる基本方針及び会議運営方針に基づき慎重に審議を行い、その結論をこの答申として取りまとめたものである。

## 2 本審議会の運営等について

### (1) 基本方針

各委員は公正中立の立場を貫き、区民の代弁者として広い視野に立ち、自由な発言により審議を行う。

特別区人事委員会の勧告や他の特別区の動向を十分に参考にするも、これにとらわれることなく、客観的に妥当とする結論を得る。

### (2) 会議運営方針

全員一致の結論に到達することが最も好ましく、そのために最大限努力する。

### (3) その他

ア 審議会の意見は、会長名をもって書面で区長に答申する。

イ 会議及び会議録は、公開する。

## 3 一般職の給料及び特別職の報酬等の額の状況

### (1) 一般職に対する平成21年の特別区人事委員会勧告

#### ア 公民較差

民間従業員平均給与	職員平均給与	較 差
424,768 円	426,373 円	△1,605 円 (△0.38%)

#### イ 公民較差に対する配分

	地域手当の支給割合 の変更に伴う配分	平成21年較差 解消による配分	合 計
給 料	△3,099 円(△0.73%)	△1,372 円(△0.32%)	△4,471 円(△1.05%)
諸手当	—	—	—
地域手当	3,594 円(0.84%)	—	3,594 円(0.84%)
はね返り	△495 円(△0.12%)	△233 円(△0.05%)	△728 円(△0.17%)
合 計	0 円 ※配分の変更のみ	△1,605 円(△0.38%)	△1,605 円(△0.38%)

## (2) 昨年度の状況

一般職については、特別区人事委員会の「民間給与とほぼ均衡（公民格差は75円、0.02%）しているため、月例給与の改定なし」とする勧告に基づき、公民格差解消のための改定は行わなかった。

このため、特別職の報酬等の額についても改定を行わなかった。

## (3) 他の特別区との比較

現行の特別職の報酬等を他の特別区と比べると、順位は中位から下位に位置し、その額も平均値を下回っている状況にある。

## 4 特別職の報酬等の額についての基本的な考え方

- (1) 現下の社会経済情勢などを考慮する。（情勢適応の原則）
- (2) 各職の職務内容、責任の重さなどを考慮する。（職務と責任の原則）
- (3) 他の特別区との均衡を考慮する。（均衡の原則）

## 5 本審議会における議論

- (1) 景気は持ち直してきているが、企業の業況判断は依然として厳しい状況にあるなど、区政を取り巻く社会経済情勢を踏まえる必要がある。
- (2) 特別職の報酬等の額は、職務の内容や職責の重さに相応しいものでなければならず、必ずしも一般職員の給料の改定と連動するものではないが、区民に対し説明できるものとする必要がある。
- (3) この間の厳しい経済状況にあって、堅実な財政運営を行い、健全な財政状況を維持しつつ区民福祉の向上に取り組んでいることについては、特別職の業績として評価する必要がある。
- (4) 特別職の報酬等の額は、他の特別区との均衡を失しているかどうかの観点も重要であり、現状においても23区中の順位は中位から下位に位置し、その額も23区の平均値を下回っていることを考慮する必要がある。
- (5) 特別区人事委員会の勧告において増額又は減額の勧告があった年度でも、公民格差の大きさなどを総合的に判断し、特別職の報酬等の額を「据え置き」としてきた経緯も考慮して判断する必要がある。

## 6 審議結果

本審議会は、特別職の報酬等の額については、現行のまま据え置きとするのが妥当であるとの結論に達した。

## 7 その他

- (1) 今後、社会経済情勢の急激な変動や他の特別区との均衡の大きな崩れなど、文京区の特別職の報酬等をめぐる状況に大きな変化が生じたときには、本審議会を開催し、額の見直しを検討すべきである。
- (2) 特別職の地域手当については本審議会の審議対象とされていないが、特別職の報酬等と関連性を有することから、平成19年1月26日付けの本審議会の答申で付言したとおり、一般職の地域手当が段階的に引き上げられて、18%になる時期を目処に、特別職の報酬等と地域手当について整理検討する。

## 文京区特別職報酬等審議会委員

会 長	岩 井 隆
職務代理者	村 松 孝四郎
委 員	大 川 米 子
委 員	金 子 洋 子
委 員	黒 澤 義 一
委 員	滝 沢 敬 二
委 員	野 上 光 太
委 員	宮 内 秀 一
委 員	伊古田 正 之
委 員	市 岡 秀 昭